

阿蘇市政治倫理審査会審査結果報告

12月24日、阿蘇市政治倫理審査会から審査結果の報告がありましたので、阿蘇市政治倫理条例第9条第6項の規定に基づき、その要旨を公表します。

■ 事案の内容（調査請求の内容）

平成22年6月15日付けで阿蘇市長佐藤義興氏宛に株式会社A代表取締役Z氏からの「『通知』なる文書を市原新議員が宮川副市長を通じて提出されている。

この文書内容は阿蘇市が株式会社Aを指名業者から除外していることが違法行為であり市長の対応如何では市長への損害賠償請求も辞さない旨の内容であった。

この文書の内容はともかくとして市民全体の代表者として市政に携わる責務を自覚し、市民全体の利益を目的として行動すべき立場に市議会議員が卑しくもその議員と云う地位を利用して一企業の利益の代弁者として影響力を行使する行為は民主的な市政の発展を阻外すること外の何ものでもありません。

本来の責務を真摯に誠実に全うすることを失念し一企業の利益の実現のため奔走する市原新議員の行動は阿蘇市議会議員の品位を著しく汚すものであり阿蘇市政治倫理条例に規定する政治倫理基準に違反する。

■ 審査結果

今回の事案は、市民全体の代表者である市議会議員として、その品位と名誉を損なうものであり、不正の疑惑を持たれる行為と認められる。特に市原新議員は、政治倫理条例検討特別委員会の委員でもあり、条例の内容を熟知していたことから市議会議員としての倫理観が欠如していると認める。

よって調査請求どおり市原新議員には条例第4条第1号及び第2号に抵触するものであり、政治倫理基準に違反したと認められる。ついては、議会において『議員の辞職勧告』の措置を講じられることを勧告し、報告とします。

■ 審査の経緯

阿蘇市政治倫理条例第8条第5項の規定に基づき市長から審査を付託された事案における審査の経緯について

当審査会は、阿蘇市政治倫理条例第8条第1項の規定に基づく市民から調査請求において、阿蘇市議会議員の市原新氏が阿蘇市政治倫理条例第4条第2号「市及び市から出資を受けたすべての団体等が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体又は個人等のために幹旋や紹介等の有利な取り計らいをしないこと。」に違反するおそれがあるとして請求代表者が473人の署名簿（うち有効署名総数403人）を添えて調査請求したものである。

○12月24日までに関係人4人の事情聴取、意見の開陳、3回の審査会を開催し、慎重審査を行った。

○10月20日に開催した第1回審査会においては、会長及び副会長を互選し、条例に基づく調査請求の流れなど今後の進め方などについて協議を行った。

○11月18日に開催した第2回審査会においては、調査請求の内容について点検補正の有無を審査し、補正がないこと、当該調査請求が適当であることを確認した。また、審査の方法として通知を受け取った副市長、請求代表者及び通知の差出人の株式会社A代表取締役Z氏から事情聴取を、市原新議員には意見の開陳及び事情聴取をすることとした。

○12月9日に副市長及び請求代表者から事情聴取を行った。請求代表者からは条例第4条第1号「職務の遂行に当たり、市民全体の代表者として、その品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」にも抵触すると思われることであつた。

○12月16日に株式会社A代表取締役Z氏から事情聴取を行った。
○12月24日に市原新議員から意見の開陳及び事情聴取を行った。

〈問い合わせ先〉 総務課 総務係 ☎ 22-3111

五岳を望む聖地 あそ宮地墓地

募集区画 5m²より各種 全区画平地

阿蘇市一の宮町宮地4699 一の宮総合運動公園通り TEL (0967) 22-6099

お気軽にお問い合わせください。